

議案第 4 5 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「5 2 万円」を「5 4 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「1 7 万円」を「1 9 万円」に改める。

第 2 3 条中「5 2 万円」を「5 4 万円」に、「1 7 万円」を「1 9 万円」に改める。

附則第 1 3 項を附則第 1 5 項とし、附則第 1 0 項から附則第 1 2 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 9 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額

の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第13項を附則第15項とし、附則第10項から附則第12項までを2項ずつ繰り下げ、附則第9項の次に2項を加える改正規定及び附則第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条及び第23条の改正規定並びに次項の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

2 改正後の第2条及び第23条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第10項及び第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

理 由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるとともに、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の改正に伴い特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。